

マイナンバー制度に関する注意事項！！

～DV・ストーカー・虐待被害で避難される方へ～

避難先等居所情報の市区町村への登録（注1）が間に合わなかった、平成27年9月25日以降に避難したなどの理由からマイナンバーの通知カード（以下「通知カード」という。）を受け取れなかった方

通知カードを受け取り後に、新たにDV被害を受けるなどして避難した方



住所地（住民票の住所。以下同じ。）を管轄する市区町村に避難先等居所情報を登録することにより、通知カードの再送付を受ける。

住所地市区町村に来庁し、交付を受ける。

通知カードが住所地に届き、マイナンバーがDVの加害者等に知られ、これが不正に用いられるおそれがある場合には、マイナンバーを変更する

ことができます。

詳しくは、住所地の市区町村にご相談ください！！

（注1）DV被害で避難中等、やむを得ない理由に

より住所地で通知カードを受け取ることが出来ない方は、平成27年9月25日までに避難先等の居所情報を市区町村に登録申請することで、登録先居所での受け取りができました。

※ 平成27年10月から、国民1人1人に12桁のマイナンバー（個人番号）が簡易書留で、原則、住民票の住所に送付されます。

※ 平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策などで利用されます。マイナンバーは生涯使用する重要な番号です。

